

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 公開買付けに関する開示</p> <p>第一節 発行者以外の者による株券等の公開買付け（第六条 第十四条の三）</p> <p>第二節 発行者による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二 第十四条の三の十二）</p> <p>第三章の二 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 公開買付けに関する開示</p> <p>第一節 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け（第六条 第十四条の三）</p> <p>第二節 発行者である会社による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二 第十四条の三の十二）</p> <p>第三章の二 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四（略）</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件（当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件）に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家</p>
---	---

を除くものとする。

一・二 (略)

三 当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。)である場合であつて、特定社債券(資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。)と分離して新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。)のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買付けした者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

3 (略)

(適格機関投資家向け勧誘に該当する場合)

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合

を除くものとする。

一・二 (略)

三 当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条及び第一条の七において同じ。)である場合であつて、特定社債券(資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。)と分離して新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条及び第一条の七において同じ。)のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買付けした者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

3 (略)

(適格機関投資家向け勧誘に該当する場合)

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合

とする。

- 一 株券（優先出資法に規定する優先出資証券（第三条の六、第十三条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第六条第一項第四号、第九条の二、第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）、新株引受権証券（優先出資法に規定する優先出資引受権証券を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の三及び第十七条の三の二において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合
- イ・ロ（略）
- 二・三（略）

（法第十五条第三項に規定する政令で定めるもの）

第三条の二 法第十五条第三項に規定する政令で定めるものは、法第

とする。

- 一 株券（優先出資法に規定する優先出資証券（第三条の六、第十三条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）、新株引受権証券（優先出資法に規定する優先出資引受権証券を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の二及び第十七条の三の二において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合
- イ・ロ（略）
- 二・三（略）

（新設）

二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券とする。

第三条の二の二 (略)

第三条の二の三 (略)

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利、第一条の三の二第二項に掲げる権利及び法第一条第二項第四号に掲げる権利

五 前四号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式(第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。)に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。

一～三 (略)

第三条の二 (略)

第三条の二の二 (略)

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式(第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。)に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。

一～三 (略)

四 投資証券等

2 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。)としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 六 (略)

4 法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等(公開買付け(同項本文に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。))による買付け等並びに同項第一号及び第二号並びに次項第七号から第十号までに掲げる買付け等を除く。)の相手方(内閣府令で定めるものを除く。)の人数との合計が十名以下である場合とする。

(新設)

2 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第一項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 六 (略)

4 法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者である会社の発行する株券等の買付け等(同項第一号及び第二号並びに次項第二号及び第三号に掲げる買付け等を除く。)の相手方(内閣府令で定めるものを除く。)の人数との合計が十名以下である場合とする。

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 一 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第五号に規定する特別関係者をいう。）（が合わせて発行者の総議決権の数（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を所有する場合における当該発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

- 二 法人等（法人その他の団体をいう。以下この号、第九条及び第十五条の四において同じ。）の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号口及び二並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）（が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 一 会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第三号、第十五条の四第一項第一号（口及び二を除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

- 二 特定買付け等（法人その他の団体（以下この項、第九条及び第十五条の四において「法人等」という。）が行う場合に限る。）であつて次に掲げる者から行うもの

- イ 当該特定買付け等を行う者に対して当該特定買付け等を行う者の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号口及び二並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係（以下この項において「特別支配関係」という。）にある法人等（以下この項において「親法人等」という。）（が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等（内閣

- 三 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。）を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等
- 四 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等
- 五 (略)
- 六 営業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等
- 七 (略)
- 八 株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

- 九 府令で定めるものを除く。）
- ロ 当該特定買付け等を行う者の親法人等に対して特別支配関係を有する法人等（内閣府令で定めるものを除く。）
- 三 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権に係る株式を所有する場合における当該関係法人等（内閣府令で定めるものを除く。）から行う当該他の会社が発行者である株券等の当該特定買付け等
- 四 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け（法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付けをいう。）によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等
- 五 (略)
- 六 (新設)
- 七 (略)
- 七 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

九| 法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならぬ発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十| (略)

(買付け等の期間等)

第八条 (略)

2 (略)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格(法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。第十三条において同じ。)は、すべての応募株主等(法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。)について均一にしなければならない。ただし、公開買付けが応募株主に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類をすべての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一 買付け等の期間が終了したときは、遅滞なく、買付け等をする株券等の数その他の内閣府令で定める事項を記載した買付け等に関する通知書を応募株主に送付すること。

八| 法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならぬ会社以外の会社が発行する株券等の買付け等

九| (略)

(買付け等の期間等)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第一項本文に規定する公開買付け(以下この節において「公開買付け」という。)による株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格(法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。第十三条において同じ。)は、すべての応募株主(法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主をいう。以下この節において同じ。)について均一にしなければならない。ただし、公開買付けが応募株主に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類をすべての応募株主につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一 買付け等の期間が終了したときは、遅滞なく、買付け等をする株券等の数その他の内閣府令で定める事項を記載した買付け等に関する通知書を応募株主に送付すること。

二 (略)

6 (略)

(株券等所有割合の算定に加算しない有価証券)

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券若しくは同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの又は投資証券等とする。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十二条 法第二十七条の五第三号(法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 第七条第五項第十号に掲げる買付け等をする場合

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

二 (略)

6 (略)

(株券等所有割合の算定に加算しない有価証券)

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券又は同項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するものとする。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十二条 法第二十七条の五第三号(法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 第七条第五項第五号に掲げる買付け等をする場合

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付開始公告を行った後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者（以下この節において「対象者」という。）以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七條の六第一項又は第二項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行っている場合

三・四 (略)

五 買付け等の期間を第八條第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付期間（法第二十七條の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七條の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七條の六第一項若しくは第二項又は法第二十七條の八第八項（これらの規定を法第二十七條の二十二の二第二項及び法第二十七條の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）

イ (略)

ロ 公開買付開始公告を行った後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（以下この節において「対象会社」という。）以外の者が、当該対象会社の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七條の六第一項又は第二項の規定による公告又は公表をいう。）を行い、公開買付けを行っている場合

三・四 (略)

五 買付け等の期間を第八條第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 公開買付期間（法第二十七條の五に規定する公開買付期間をいう。以下この節において同じ。）中に、当該公開買付者及びその特別関係者以外の者が、対象会社の発行する株券等について、公開買付開始公告（法第二十七條の二十二の二第二項において準用する法第二十七條の三第二項に規定する公開買付開始公告を含む。）又は買付け等の期間を延長する買付条件の変更の公告若しくは公表（法第二十七條の六第一項若しくは第二項又は法第二十七條の八第八項（これらの規定を法第二十七條の二十二の二第二項及び法第二十七條の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表をいう。）

を行つた場合 当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

六 買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主等が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

七（略）

（公開買付けの撤回等）

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ〜ヲ（略）

二 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

（を行つた場合 当該公開買付期間の末日の翌日から当該公開買付開始公告又は当該変更の公告若しくは公表に係る公開買付期間（法第二十七条の二十二の第二項において準用する法第二十七条の五に規定する公開買付期間を含む。）の末日までの日数以内の期間

六 買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

七（略）

（公開買付けの撤回等）

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象会社の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたものに限る。）。

イ〜ヲ（略）

二 対象会社に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ・ロ (略)

八 当該対象者以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

二又 (略)

三 (略)

2 (略)

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この節において同じ。）の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。）は、すべての応募株主等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類をすべての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価

イ・ロ (略)

八 当該対象会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

二又 (略)

三 (略)

2 (略)

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この節において同じ。）の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。）は、すべての応募株主（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類をすべての応募株主につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択し

を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一 買付け等の期間が終了したときは、遅滞なく、買付け等をする上場株券等の数その他の内閣府令で定める事項を記載した買付け等に関する通知書を応募株主等に送付すること。

二 (略)

6 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主等が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

(対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲)

第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲

た応募株主について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一 買付け等の期間が終了したときは、遅滞なく、買付け等をする上場株券等の数その他の内閣府令で定める事項を記載した買付け等に関する通知書を応募株主に送付すること。

二 (略)

6 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第三項に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 買付け等の対価の種類を変更すること。ただし、応募株主が選択することができる対価の種類として新たな対価の種類を追加するものについては、この限りでない。

(対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲)

第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲

げるものとする。

一・二 (略)

三 社債券(新株予約権付社債券を除く。)で、対象有価証券(当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。)により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。)

四 (略)

(証券会社と密接な関係を有する者)

第十五条の四 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者(内閣府令で定める要件に該当する者を除く。)及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。)の百分の五十を超えていること。

イ 二 (略)

二 (略)

2・3 (略)

げるものとする。

一・二 (略)

三 社債券(新株予約券付社債券を除く。)で、対象有価証券(当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。)により償還することができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。)

四 (略)

(証券会社と密接な関係を有する者)

第十五条の四 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者(内閣府令で定める要件に該当する者を除く。)及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ 二 (略)

二 (略)

2・3 (略)